



令和4年8月31日
四国運輸局

「旅客船の安全に関する通報窓口」を開設します！

国土交通省四国運輸局では、旅客船の安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を利用者等から受け付けるため、「旅客船の安全に関する通報窓口」を開設しましたのでお知らせいたします。

1. 背景

令和4年4月23日に北海道知床で発生した遊覧船事故を受けて、国土交通省は知床遊覧船事故対策検討委員会を設置し、7月に中間取りまとめが行われました。その中で、速やかに講ずべき事項として、法令違反の疑いがある事案の通報窓口の設置により、当該通報を踏まえた監査を機動的に実施することとされたところです。

これを踏まえ、本年8月31日より、四国運輸局に「旅客船の安全に関する通報窓口」を開設することにより、海上運送法の規定に関しての法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施し、海上輸送の安全の確保を図っていくこととします。

2. 概要

- 「旅客船の安全に関する通報窓口」では、旅客船について、安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を受け付けることとします。
※通報内容（例）
 - ・ A社の船舶は、台風で波が荒いにも関わらず、出航していた。
 - ・ B社の船長の操船が拙く、危険な思いをした。
 - ・ C社の船舶は、旅客定員を超過して運航していたと思われる。
- 利用者、事業者の従業員のどなたからも受け付けています。
- 通報は、通報様式に必要事項を記入し、原則、メールにより送付して下さい。
- 窓口の設置場所、連絡先、通報方法等詳細については、四国運輸局のウェブページの総合案内（お問い合わせ）に掲載しています。
<https://www.tb.mlit.go.jp/shikoku/toi/index.html>
- 通報等の状況を勘案し、運航労務監理官による監査等を実施します。

【添付資料】

旅客船の安全に関する通報窓口の設置（概要）

<問い合わせ先>

四国運輸局運航労務監理官 大麻、若山

(TEL) 087-802-6830 (FAX) 087-802-6835

旅客船の安全に関する通報窓口の設置(概要)

知床遊覧船事故対策検討委員会 中間取りまとめ(抜粋)

令和4年8月末までに

- ・法令違反の疑いがある事案の通報窓口を設置する。
- ・法令違反の疑いの通報等を踏まえ、法令違反や事故リスクの高い事業者に対する監査を機動的・重点的に実施する。

通報窓口の設置

- 各地方運輸局に通報窓口を設置し、旅客船(※)について、安全運航に問題があると思われる情報に関する通報を受け付ける。

※ 1人以上の旅客を運送する事業に供するものを「旅客船」とする。

【通報内容(例)】

- ・A社が、波が荒いにも関わらず、出航している。
 - ・B社の船長の操船が拙く、危険な思いをした。
 - ・C社の船舶の定員を超過していると思われる。
- 通報は、原則、通報内容を記載した通報様式を地方運輸局が設定した専用アドレスに電子メールで送付することにより行う。ただし、電話及び直接来訪も可とし、匿名も受け付けることとする。
 - 通報等の状況を勘案し、運航労務監理官による監査等を実施する。
 - 監査により法令違反等の事実が認められた事業者に対しては、行政処分又は行政指導を行う。

